

市県民税・国民健康保険税等の申告（所得税の確定申告が不要な人など）

- **申告が必要な人**（令和8年1月1日現在、市内に居住し次のいずれかに当てはまる人）
 - ◇令和7年中に所得があった人
 - ◇国民健康保険に加入している世帯の世帯主および後期高齢者医療保険に加入している人
 - ※無収入や遺族年金などの非課税所得のみだった人も、正確な税計算をするために申告してください。
 - ◇所得は無いが、非課税証明書など税証明が必要な人

- **申告が不要な人**（申告が必要な人に当てはまる場合でも、次の人は申告不要です。）
 - ◇所得税の確定申告書を提出する人
 - ◇給与所得者で給与支払者から市へ給与支払報告書の提出があり、申告すべきその他の所得や控除がない人
 - ※個人年金をはじめ公的年金等や給与以外に所得がある人は申告が必要です。
 - ◇所得が公的年金（遺族年金・障害年金は除く）のみで、他に控除の追加がない人

● **受付期間** 2月16日(月)～3月13日(金)（土・日曜日、祝日は除く）

● **時間** 午前9時～午後3時半

● **会場** 2月16日(月)～26日(木) 市役所新館3階 322会議室
2月27日(金)～3月13日(金) 市役所 本館1階市税課窓口

※期間・会場を確認し、間違えないよう注意してください。

※2月16日(月)～26日(木)の間は、市役所本館1階市税課窓口での受け付けはできません。

※申告受付が始まって2～3日は混雑することが予想されます。混雑状況により、入場整理券の配布や入場制限を行う場合があります。

※令和8年1月よりマイナンバーカードを利用した電子申告が可能となりました。申告方法については、市ホームページを確認してください。

混雑回避のため、電子または郵送での申告を推奨しています。



市ホームページ

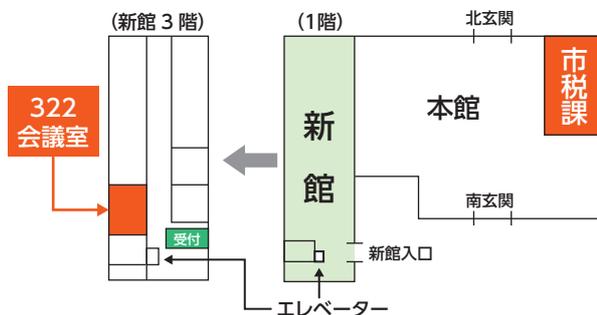
共通事項

必要なもの

- ◇年金や給与の源泉徴収票など所得が分かる書類
- ※収入が分かる書類が確認できない場合、会場で申告を受付することができません。
- ◇印鑑（認め印可）
- ◇マイナンバーカードまたは、通知カードと本人確認書類（運転免許証など）
- ◇社会保険料の支払金額が分かるもの
- ◇生命保険料・地震保険料などの控除証明書
- ◇上記のほか、控除を受けようとするものの証明書など
- ◇確定申告の場合、口座番号が分かるもの（還付金を振り込む場合の本人名義の口座）
- ※前年も確定申告をした人は、はがき「確定申告のお知らせ」と前年の確定申告の控え

医療費控除について

医療費控除を受ける人は、医療費控除明細書の作成が必要です。（会場では、領収書での受付はできません。明細書を未作成の場合、受付の順番が前後する場合があります。）



※322会議室へは、新館のエレベーターを利用してください。

医療費控除明細書の記入例

① 氏名	② 支払先の名称	③ 医療費の区分	④ 支払った医療費の額	⑤ ④のうち補てんされる金額
市税 太郎	〇〇病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医療品購入 <input type="checkbox"/> その他	150,000	
市税 花子	〇〇薬局	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医療品購入 <input type="checkbox"/> その他	23,000	
合計			173,000	

※様式は、国税庁または市のホームページからダウンロードできます。

問い合わせ先

- ◇市県民税 市税課市民税担当 ☎(580)1828
- ◇国民健康保険税 国保年金課国保年金担当 ☎(580)1846
- ◇後期高齢者医療保険料 国保年金課医療担当 ☎(580)1847